

政 策 会 議 報 告 書

平成27年7月9日

報告者 環境クリーン部長

<p>件 名</p>	<p>「市が保有するPCB使用製品及びPCB廃棄物の確認及び適切な管理等に係る対処方針」について</p>		
<p>要 旨</p>	<p>PCB使用製品及びPCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、平成38年度末までに确实かつ適正に処理する必要があります。</p> <p>このたび、関係各課のご意見を踏まえ、市の施設におけるPCB使用製品及びPCB廃棄物の保有・保管状況について再確認を行い、適切な管理及び処理等を行うことを目的に、全庁的な取り組みとした「市が保有するPCB使用製品及びPCB廃棄物の確認及び適切な管理等に係る対処方針」を策定しましたのでご報告いたします。</p> <p>については、現在市が保有しているPCB使用製品及びPCB廃棄物については、今後本方針に基づき一元的な管理及び処理を進めるものです。</p> <p>※「市が保有するPCB使用製品及びPCB廃棄物の確認及び適切な管理等に係る対処方針」保存場所（庁内ネットワークドライブ）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		
<p>所管名</p>	<p>環境クリーン部 環境対策課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9230</p>

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。